

基本料金①

要支援(介護保険証の区分が要支援1または2)又は事業者対象				
	1ヶ月あたり(包括)		通所型サービス(A6)	
要介護度等	介護保険単位	個人負担金額	保険単位	個人負担金額
要支援1(週1回相当)	1798単位(5回～)	1847円(3694円、5539円)	436単位(4回まで)	448円(896円、1344円)
要支援2(週2回相当)	3621単位(9回～)	3719円(7438円、11157円)	447単位(8回まで)	460円(919円、1378円)

1ヶ月あたり

1回あたり

加算②(1ヶ月)

加算項目	介護保険単位	個人負担金額
生活機能向上グループ加算	100単位	103円(206円、308円)
口腔機能向上加算(I)	150単位	155円(309円、462円)
送迎減算	▲47単位	▲49円(▲97円、▲145円)
サービス提供体制強化加算 I	88or176単位	91(181、271)or181(362、542)円
サービス提供体制強化加算 II	72or144単位	74(148、222)or148(296、444)円
介護職員処遇改善加算 I	左記の加算は利用総単位数により算定されますので、利用月により変わります。	
特定処遇改善 I		
介護職員ベースアップ加算		

上記は1ヶ月あたりの金額です

1単位=10.27円

保険外負担金③

※()内は2割、3割負担

項目	内容	金額
食材料費	ご利用者様に提供する飲食物の金額です	550円
教養娯楽費	余暇活動等に掛かる費用です	50円
合計		600円

オヤツのみ 50円

日用品費④

項目	料金
タオル	50円
おしぼり(2枚)	60円
リンスinシャンプー	25円
ボディソープ	25円
T字型カミソリ	80円

※補足説明

①サービス提供体制強化加算 I とは、前年度の介護職員総数の内、介護福祉士が70%以上配置されている又は10年以上の職員が25%以上の場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算 II とは、前年度の介護職員総数のうち、介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算されます。

②介護職員処遇改善加算等

厚生労働大臣の定める賃金体系や教育体制など、適切に運営されている事業所に対して、加算がなされるものです。

介護職員処遇改善加算 I は

総利用単位数の59/1000(5.9%)となります。

(介護職員等)特定処遇改善加算 I は

総利用単位数の12/1000(1.2%)となります。

介護職員ベースアップ等支援加算は

総利用単位数の11/1000(1.1%)となります。

諸費用実費分⑤

項目	料金
尿取りパッド	60円
フラット型オムツ	200円
リハビリパンツM	200円
リハビリパンツLL	230円

上記①+②+③+④+⑤がご利用料金になります。  
但し、④と⑤は御使用分のみのご請求になります。  
最終的な支払いは四捨五入などの関係で若干変動があります。

○口腔機能向上加算

口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者に対して実施する口腔機能向上の取り組みを評価する加算です。

○送迎(を行わなかった場合における)減算

事業所が送迎を行わない場合に片道につき47単位を減算する。